

政令第二百二十七号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「次号」の下に「及び次項第一号」を加え、同条第二項第一号中「次号において同じ」を「以下この項において「就学支援金支給年度」という」に、「同号」を「次号」に改め、「合計額」の下に「（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額）」を加え、同項第二号中「就学支援金が支給される月の属する年度分の地方税法」を「就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法」に、「当該年度

分」を「当該就学支援金支給年度分」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、令和四年七月一日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第一条第二項の規定は、令和四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。